

特例解散等の手続

目次

1. 解散手続について・・・・・・・・・・1
2. 特例解散手続について・・・・・・・・13

1. 解散手続について

※解散手続等の進捗状況等を踏まえ、
必要に応じて見直しを行うこと想定。

1 解散手続について

- 基金が解散すると、国が代行部分を含めて年金を支給することとなる。
- 国が代行部分を支給するための原資、いわゆる責任準備金相当額を国に納付する必要がある。
- 責任準備金相当額を算定する上で、基金の加入員記録と国の厚生年金の被保険者記録の整合性を図る必要がある。
- 以下は、基金が解散することにより、国に代行部分を返上する際の責任準備金相当額を確定するための記録整理の開始から責任準備金相当額の確定までの事務の流れを示したものである。
- なお、これらの一連の作業は概ね1年半を要しているが、今後効率化を図ることにより、当該作業期間の短縮を図ることとする。

主な根拠条文等

○責任準備金の徴収

政府は、存続厚生年金基金が解散したときは、その解散した日において当該厚生年金基金が年金たる給付の支給に関する義務を負っている者に係る責任準備金相当額を当該存続厚生年金基金から徴収する。

(平成二十五年改正法附則第八条)

○責任準備金の額の算定に関する事務

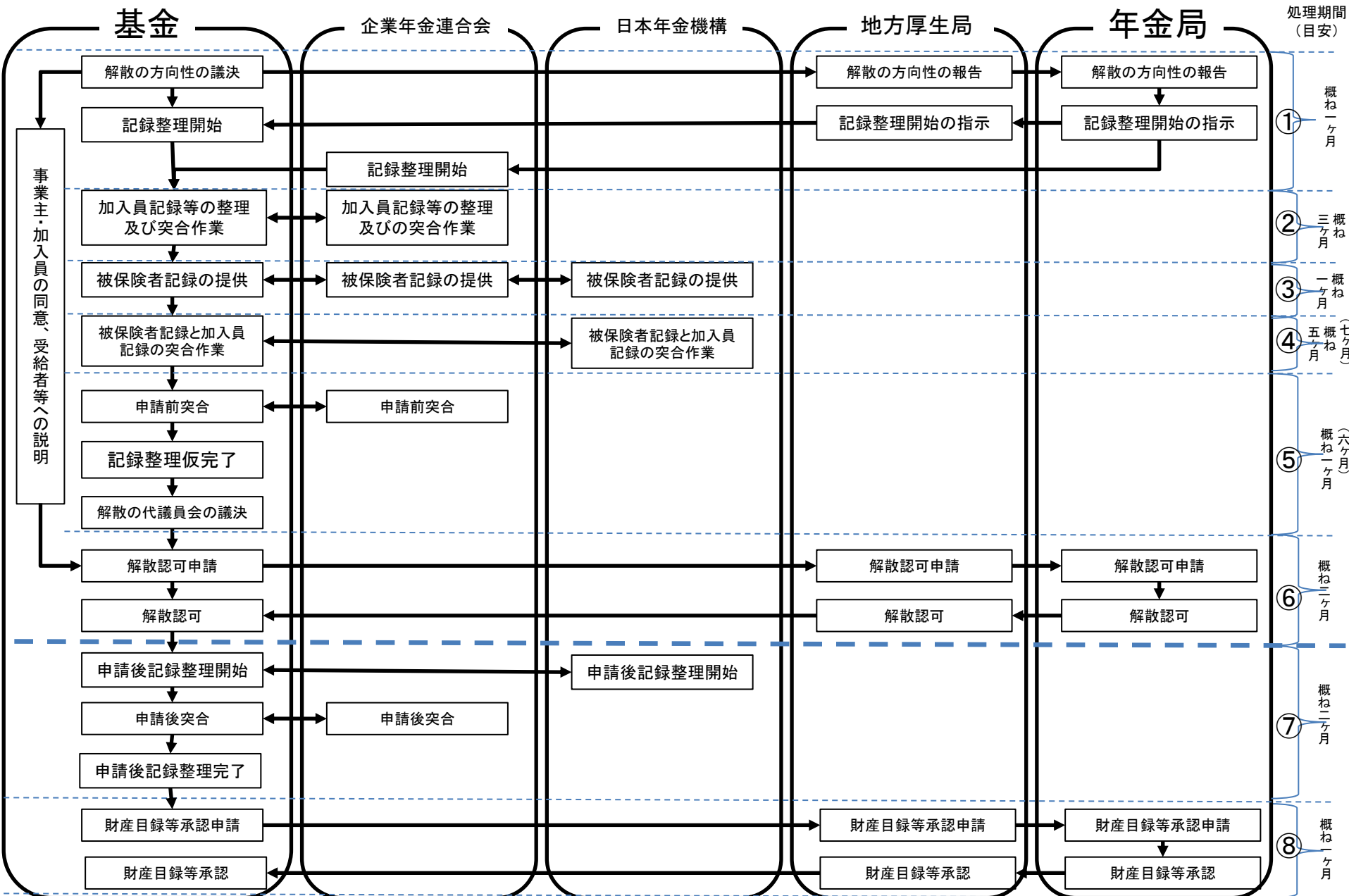
厚生年金保険の管掌者たる政府は、附則第八条の規定により政府が当該存続厚生年金基金から責任準備金を徴収する場合、附則第十一条第七項の規定により政府が当該自主解散型基金から減額責任準備金を徴収する場合、附則第十三条第一項の規定により政府が当該自主解散型基金から年金給付等積立金の額を、その設立事業所の事業主から責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額をそれぞれ徴収する場合、附則第二十条第三項の規定により政府が当該清算解散型基金から減額責任準備金を徴収する場合、附則第二十二條第一項の規定により政府が当該清算型基金から年金給付等積立金の額を、その設立事業所の事業主から責任準備金相当額から当該年金給付等積立金の額を控除した額をそれぞれ徴収する場合及び附則第三十一条第一項の規定により政府が当該清算未了特定基金の設立事業所の事業主から附則第三十条第四項第一号に掲げる額を徴収する場合において、これらの徴収のために必要な事務及び厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する年金たる給付に係る事務のうち、政令で定めるものを存続連合会に行わせることができる。

(平成二十五年改正法附則第六十九条第一項)

○解散に係る手続関係通知

- ・厚生年金基金の解散及び移行認可について(平成九年三月三十一日付年発第一六八二号)
- ・厚生年金基金の解散等及び清算について(昭和五十年二月十九日付年発第二三六号)
- ・厚生年金基金の解散等における被保険者記録照会について(平成十四年二月二十二日年企発第〇二二二〇〇一号)

2 解散手続の流れ



2-① 解散手続の流れ(解散の方向性の議決から記録整理開始まで)

□ 解散に向けた事務を始めるための手続

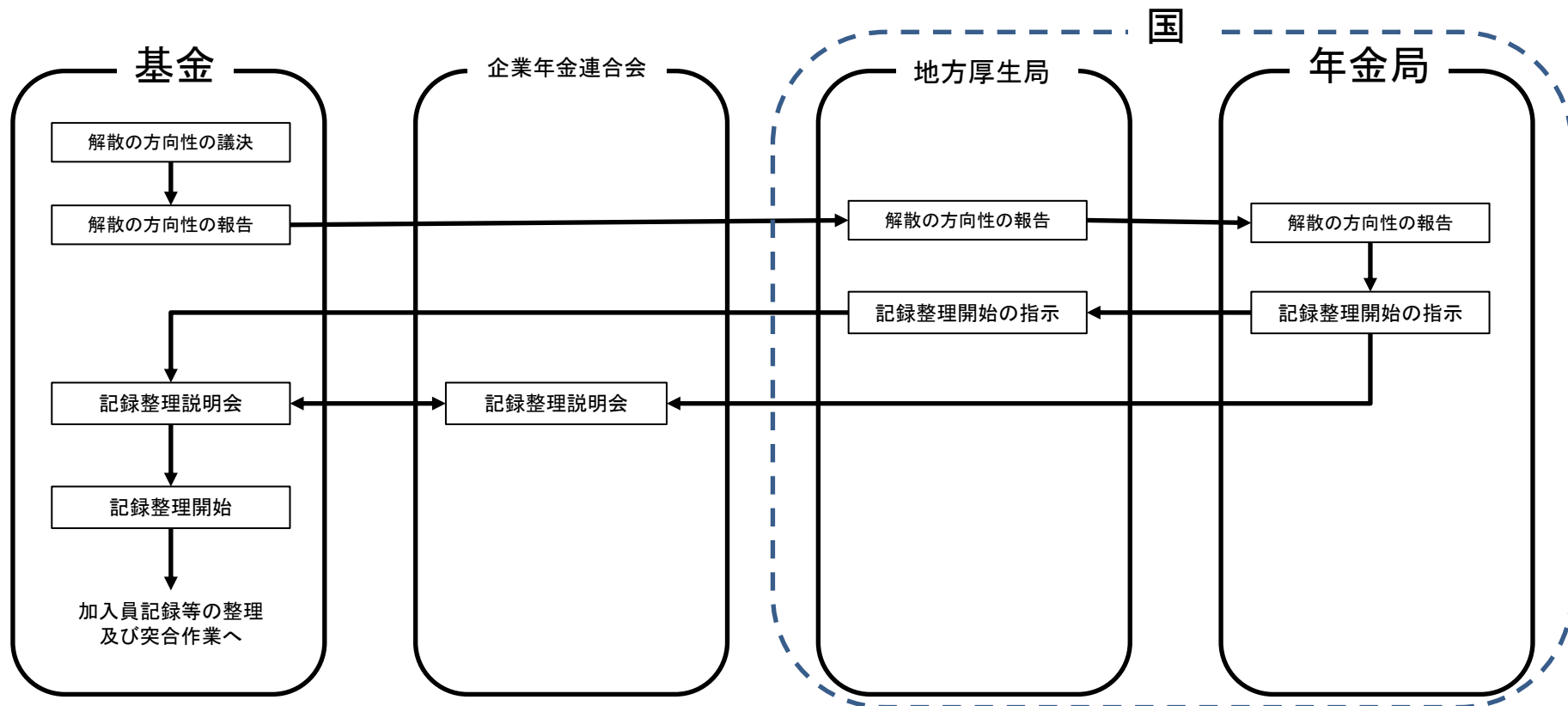
○処理期間(目安):概ね一ヶ月(解散の方向性の報告から記録整理開始まで)

○関係当事者:基金(解散の方針の議決、報告)

連合会(解散記録整理説明会の開催)

地方厚生局(基金からの報告の経由、年金局からの解散記録整理開始指示の伝達)

年金局(解散の方針の内容確認、基金・連合会へ解散記録整理開始指示)



2-② 解散手続の流れ(基金記録等の整理・突合作業)

□ 国の被保険者記録(厚生年金本体の記録)との突合に先立ち、まず、基金と連合会との間で基金記録を整理・突合する。

○処理期間(目安):概ね三ヶ月(連合会中途脱退者記録提供から基金内の加入員記録の整理完了まで)

○関係当事者:基金(加入員番号払出簿の整理、加入員記録と中途脱退者の記録の整理)

連合会(中途脱退者の記録提供、加入員記録と中途脱退者の記録の整理)

○加入員番号払出簿の整理

重複して払い出した者の加入員番号の整理

基礎年金番号の記載がない者の
基礎年金番号の確認

設立事業所等

加入員等の区分け

・加入員、受給者、待機者、中途脱退者の区分け作業

下記の基金と連合会との突合作業に先立ち、基金はこれらの作業をする必要がある

基金

○加入員記録(基金)と中途脱退者の記録(連合会)の整理

連合会中途脱退者記録の提供依頼

基金と連合会の中途脱退者記録の突合

不突合となった者の整理

・中途脱退者移転申出
・再加入交付請求
・中途脱退者移転取消

被保険者記録の提供へ

企業年金連合会

連合会中途脱退者記録の提供依頼

連合会中途脱退者記録の抽出・提供

不突合となった者の整理

・中途脱退者移転申出
・再加入交付請求
・中途脱退者移転取消

2-③ 解散手続の流れ(国の被保険者記録(厚生年金本体の記録)の提供)

□ 基金記録と国の被保険者記録(厚生年金本体の記録)との突合のため、前記①、②で整理した基金記録について対応する国の被保険者記録の提供を日本年金機構に依頼。

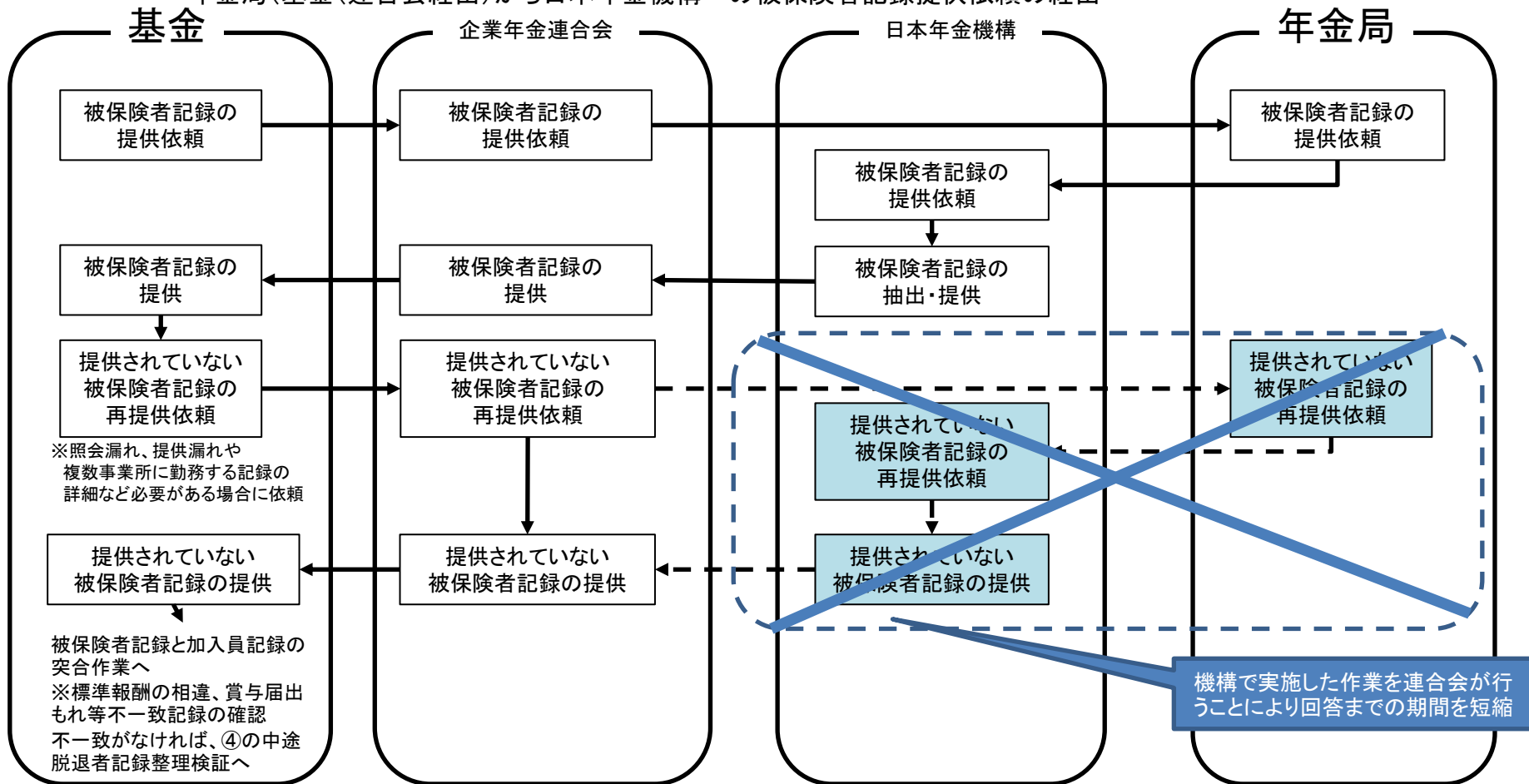
○処理期間(目安):概ね一ヶ月(被保険者記録の提供依頼から被保険者記録の提供まで)

○関係当事者:基金(被保険者記録の提供依頼、提供された被保険者記録の確認)

企業年金連合会(基金と日本年金機構間の被保険者記録提供依頼及び提供された被保険者記録の経由)

日本年金機構(被保険者記録の提供)

年金局(基金(連合会経由)から日本年金機構への被保険者記録提供依頼の経由)



2-④ 解散手続の流れ (国の被保険者記録と基金の加入員記録の突合作業)

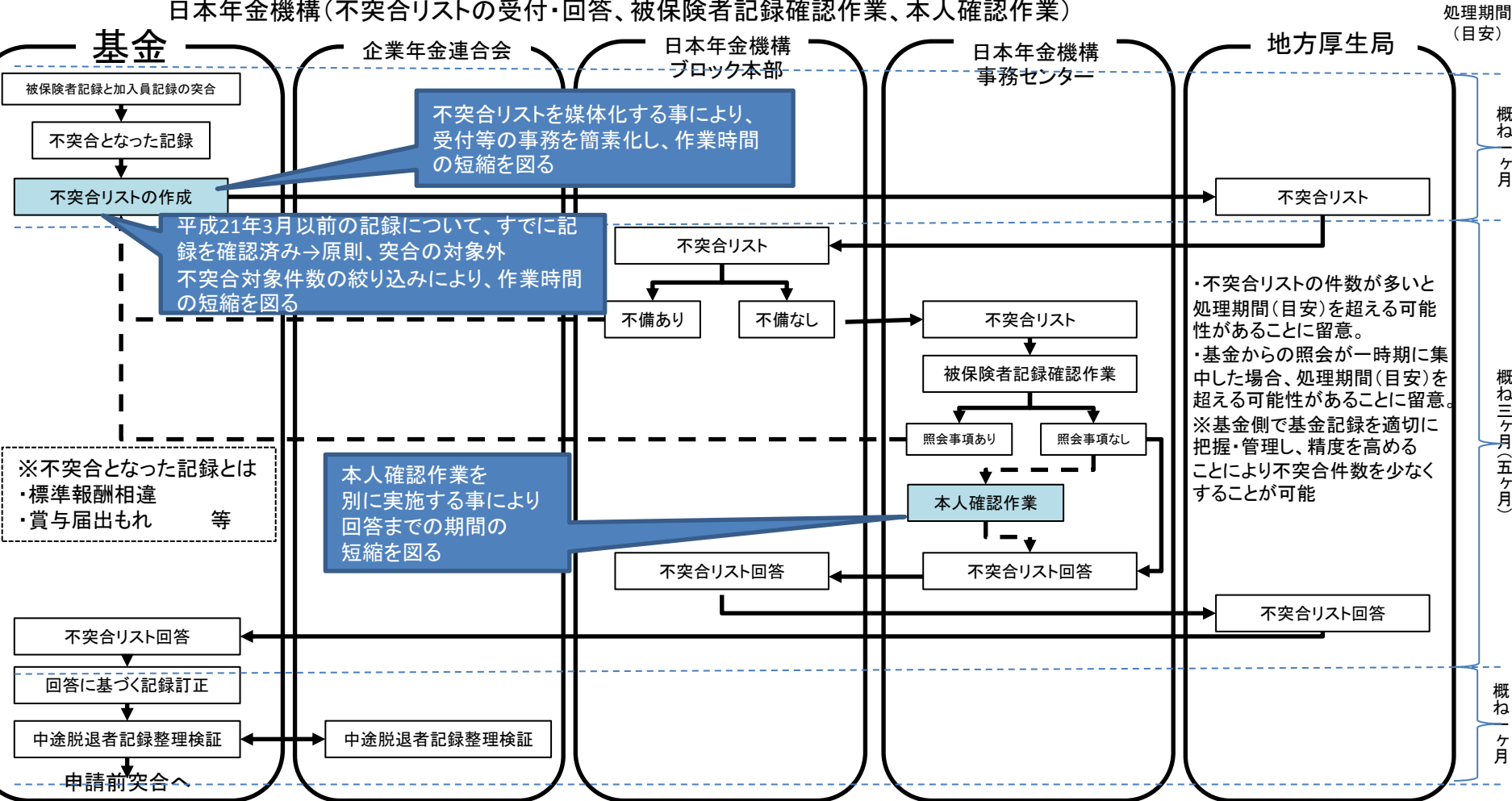
- ①から③までの作業を経て、国の被保険者記録と基金記録とを突合し、不一致となった記録について日本年金機構が調査確認作業を行い、責任準備金の確定及び国に代行部分を返上するための記録を確定する。
 ※基金側で基金記録を適切に把握・管理し、精度を高めることにより不突合件数を少なくすることが可能

○処理期間(目安): 概ね五ヶ月(現行は七ヶ月程度を要しているが、作業の効率化を図ることにより五ヶ月程度に短縮)

○関係当事者: 基金(被保険者記録と加入員記録の突合、不突合リストの作成・照会)

地方厚生局(不突合リストの基金からの受付・回答、機構への送付・受付)

日本年金機構(不突合リストの受付・回答、被保険者記録確認作業、本人確認作業)

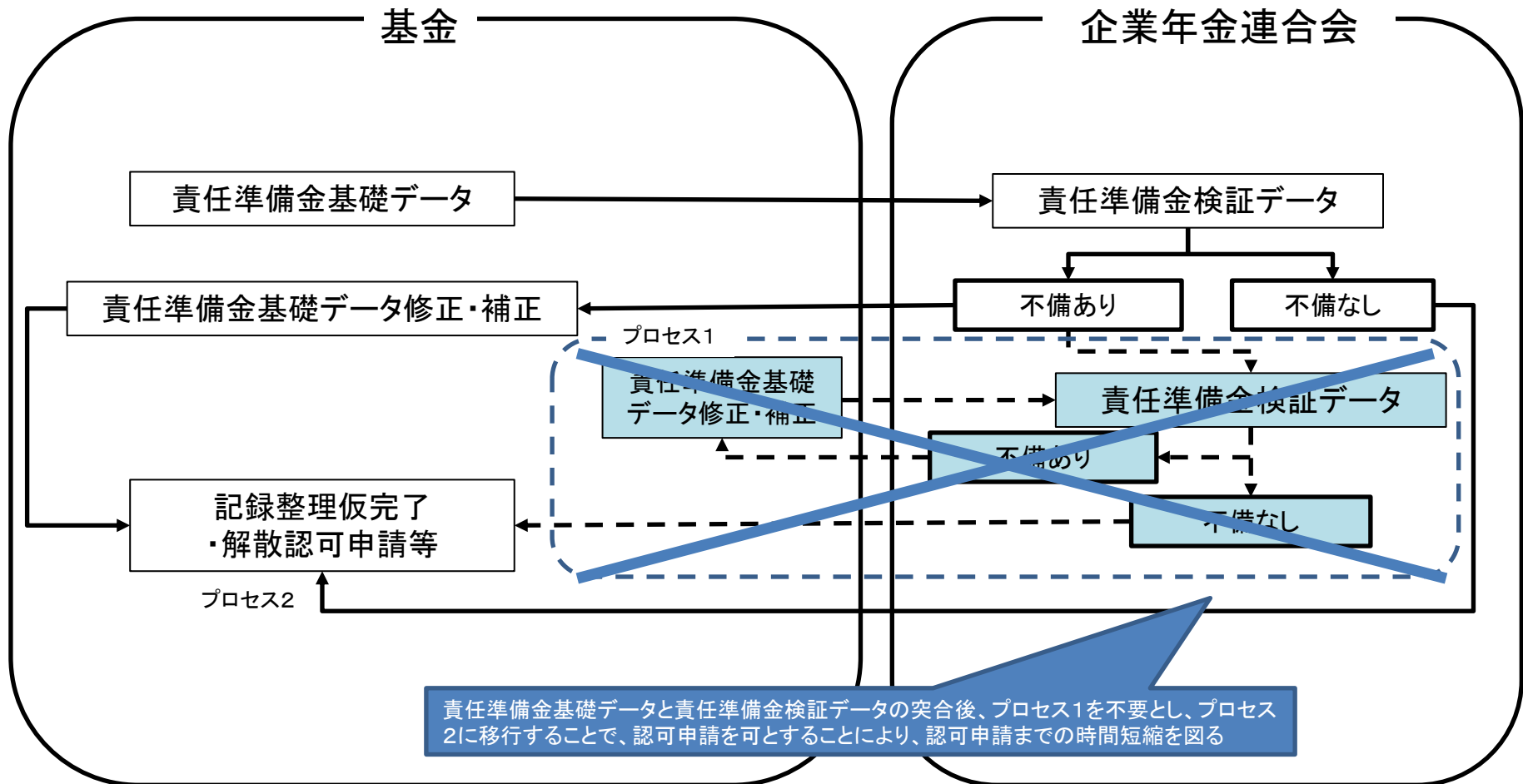


2-⑤ 解散手続の流れ(申請前突合)

□ 前記①から④までで整理された基金記録に基づき責任準備金相当額を算出するプロセス。

○処理期間(目安):突合期間については概ね一ヶ月(現行は六ヶ月程度を要しているが、認可申請までのルールを変更することにより短縮を図り、一ヶ月程度となる)

○関係当事者:基金(責任準備金基礎データ作成、不突合データの修正・補正)
連合会(責任準備金検証データ作成、基礎データとの突合)

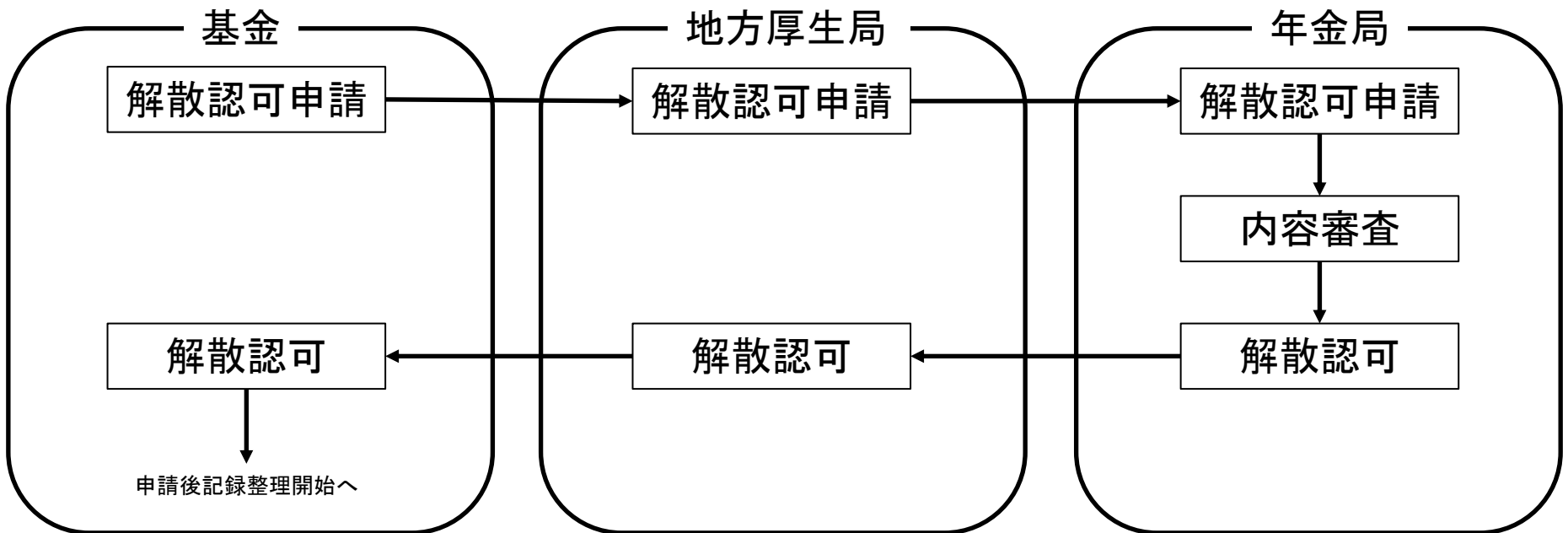


2-⑥ 解散手続の流れ(解散認可)

□ 基金を法的に解散させる手続(⑤で算定した責任準備金相当額に係る書類を添付)

○処理期間(目安):概ね二ヶ月

○関係当事者:基金(事業主・加入員の同意、受給者等の説明、代議員会の議決、認可申請書等の作成、解散・清算人の公告)
地方厚生局(認可申請書の受理、添付書類等の確認、年金局への進達、基金への認可書等の通知)
年金局(認可申請書の受理、内容審査、認可)



※基金は解散認可後速やかに加入員及び加入員であった者の記録を国に返還する。

2-⑦ 解散手続の流れ(申請後記録整理)

- 解散に向けた記録整理開始時点から解散認可日までの国の被保険者記録及び基金の加入員記録に係る前記①から⑤までの作業を改めて行い、責任準備金相当額及び国に代行部分を返上するための記録を確定する。 → 財産目録等承認申請へ

○処理期間(目安):概ね二ヶ月

- ・上記③～⑤までの作業(被保険者記録の提供から申請後記録整理まで)の作業を再度行う。
- ・この場合、責任準備金相当額を確定して、代行部分の基金記録を国へ引き継ぐことができる状態まで⑤の申請後突合が行われる。
- ・この作業期間は、不突合の件数によっては長期間になることがある。

責任準備金相当額の確定

※別途、離婚分割移換金の清算が必要

財産目録等承認申請へ

※基金における記録の管理が適切にされていないとこの処理期間が長くなる。
将来の記録を適切に管理することにより、この期間を短くすることが可能となる。

2-⑧ 解散手続の流れ(財産目録等承認申請)

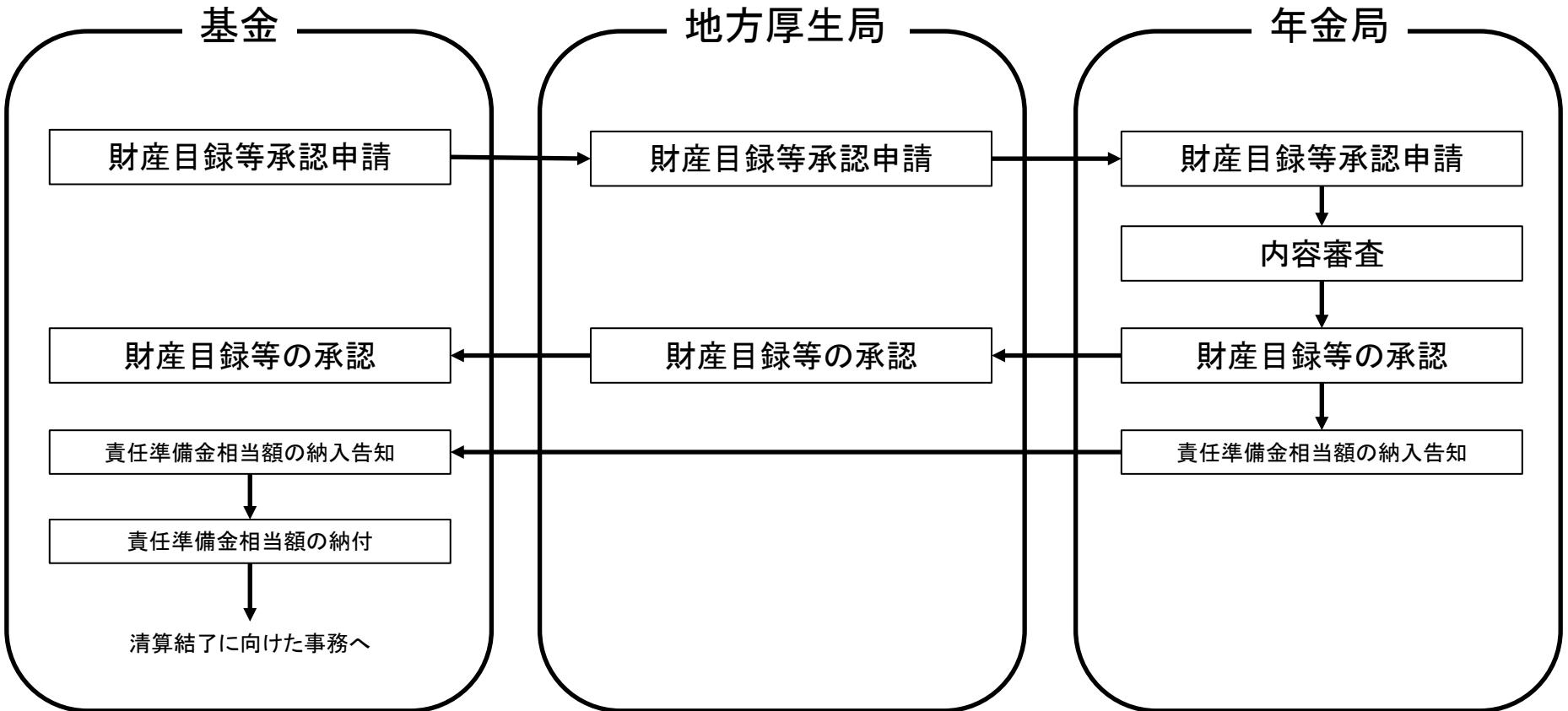
□ 解散認可日における基金の資産を確定するとともに、2-⑦で確定した責任準備金相当額の確定を行い、国が基金から責任準備金相当額を徴収するプロセス。

○処理期間(目安):概ね一ヶ月(財産目録等承認申請から承認まで)

○関係当事者:基金(財産目録等の作成、承認申請書の作成、責任準備金の納付)

地方厚生局(承認申請書の受理、添付書類等の確認、基金への承認通知等の送付、実地監査)

年金局(承認申請書の受理、内容審査、承認)



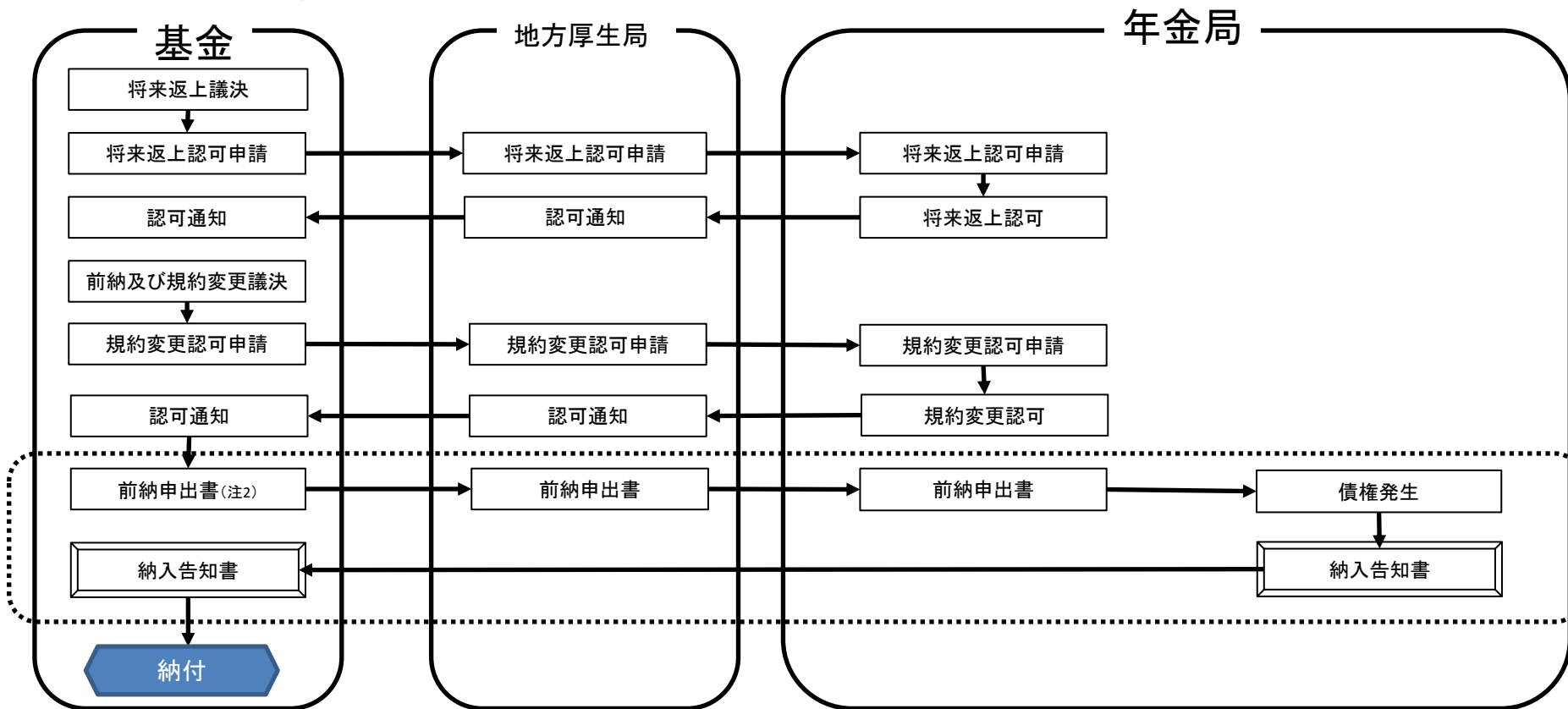
※現行では、基金の代行部分の支給義務は連合会に引き継がれるため、解散認可後基金は責任準備金相当額(の概算額)を連合会に納付している。

(参考) 前納を行う場合の手続

□ 責任準備金相当額の全部又は一部を国に前納するための手続

○処理期間: 概ね1か月(前納申出から納入告知書発行まで)

○関係当事者: 基金(規約変更の代議員会議決)、地方厚生局(規約変更認可申請受理、前納申出書受理)、年金局(規約変更認可、前納申出書受理、納入告知書発行)



(注1) 責任準備金相当額の納付は、将来返上認可及び規約変更認可がされていることが前提。

(注2) 前納申出は将来返上認可前でも可能であるが、納入告知書の発行は将来返上認可後となることから、将来返上認可前に前納申出する場合は、更に処理期間を要する場合がある。

2. 特例解散手続について

1 特例解散手続

- 年金給付等積立金が最低責任準備金を割り込む、いわゆる代行割れ基金が解散するに当たり、責任準備金相当額の減額や当該責任準備金相当額の納付について猶予を認める特例措置を昨年6月に成立した公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(以下「平成二十五年改正法」という。)で法定。(こうした特例措置を活用して解散することを「特例解散」という。)
- この特例解散は、一定の要件を満たすことにより、厚生労働大臣が認定又は承認することとされている。
- また、厚生労働大臣が当該承認等を行う場合は、厚生年金本体との公平性を保つ観点から第三者委員会の意見を聴くことが法定されている。
- この特例措置により解散する基金は、通常の解散手続に加え、以下の手続が必要となる。

主な根拠条文等

○責任準備金相当額の特例

平成二十五年改正法附則第十一条、第二十条

○責任準備金相当額の納付の猶予等

平成二十五年改正法附則第十二条、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条、第二十一条、第二十二条

○清算型基金の指定

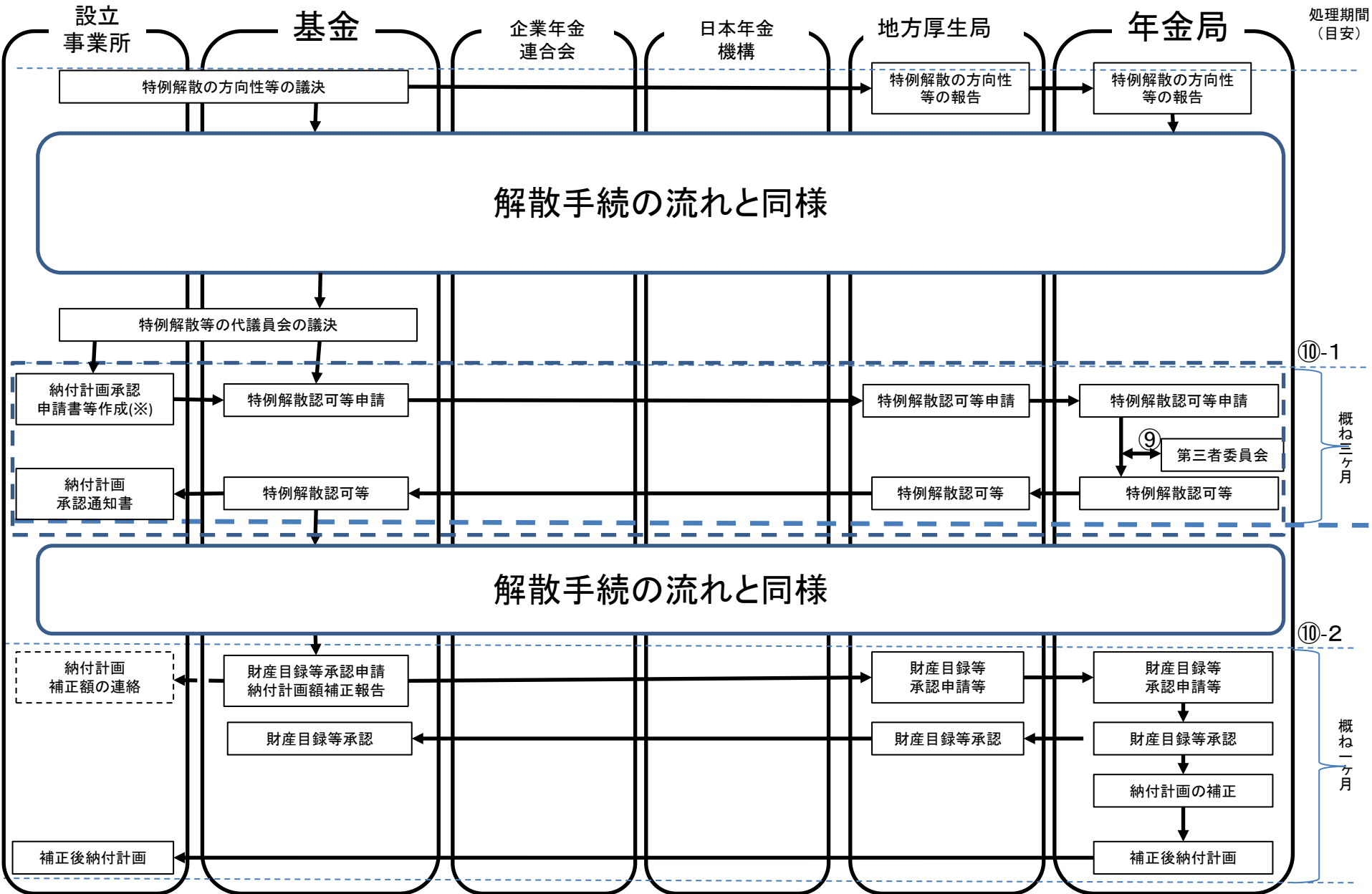
平成二十五年改正法附則第十九条

○清算未了特定基金の納付の猶予等

平成二十五年改正法附則第三十条、第三十一条

○自主解散型基金等の解散の特例について(新規通知)

2 特例解散手続の流れ



(※)設立事業所の納付計画は地方厚生局に直接提出することも可能

2-⑨-1 特例解散に係る事務手続の流れ(第三者委員会の審議)

- 特例措置の適用については、厚生年金本体との公平性を確保するという観点から、その認定及び承認を行うに当たり、社会保障審議会の意見を聴くこととされた。
- 法定要件の認定・承認に際し、第三者委員会に意見を聴くこととして法定された事項は以下のとおり。

□法定事項

認定・承認要件に適合しているか否かについての意見

○自主解散型基金の納付額特例の認定

- ・主な要件(掛金の徴収及び給付抑制措置)

根拠条文:平成二十五年改正法附則第十一条第六項

○自主解散型基金及び設立事業所の納付計画の承認

- ・主な要件(掛金の徴収、給付抑制措置、基金業務の運営に要する費用の抑制及び事業所の納付計画の合理性)

根拠条文:平成二十五年改正法附則第十二条第九項

○自主解散型基金及び清算型基金の業務の運営の努力、事業の継続が極めて困難である要件に適合することの認定

- ・主な要件(掛金の徴収、給付抑制措置、年金給付等積立金を増加するための措置及び掛金の増加によっても責任準備金相当額を上回ることが困難であるか否か)

根拠条文:平成二十五年改正法附則第十二条第九項
平成二十五年改正法附則第二十一条第八項

○自主解散型基金、清算型基金及び清算未了特定基金の設立事業所の納付計画の変更の承認

- ・主な要件(変更後の納付計画の合理性)

根拠条文:平成二十五年改正法附則第十四条第二項

○清算型基金の指定

- ・主な要件(掛金の徴収、給付の抑制措置及び基金の積立水準等)

根拠条文:平成二十五年改正法附則第十九条第三項

○清算未了特定基金型納付計画の承認

- ・主な要件(事業所の納付計画の合理性)

根拠条文:平成二十五年改正法附則第三十条第八項

○解散の命令(施行日から5年を経過した日以降における解散命令の特例)

- ・主な要件(責任準備金の積立水準及び年金給付等積立金額の状況)

根拠条文:平成二十五年改正法附則第三十三条第三項

2-⑨-2 特例解散に係る事務手続の流れ(第三者委員会の審議内容)

審査の観点	適用条文(法律・政令)	審査内容
・数理上掛金を規約上掛金としているか否か	経過措置政令第9条第1号 経過措置政令第12条第1号 経過措置政令第13条第1号イ	様式により確認
・掛金の比率が平成21年度の全国平均を上回っているか否か	経過措置政令第9条第1号 経過措置政令第12条第1号 経過措置政令第18条第3項第1号イ	様式により確認
・掛金の比率が平成23年度の全国平均を上回っているか否か	経過措置政令第13条第1号	様式により確認
・給付抑制の措置の有無	経過措置政令第9条第2号 経過措置政令第12条第2号 経過措置政令第13条第1号ロ 経過措置政令第18条第3項第2号	様式により確認
・年金給付等積立金額を増加するための措置の有無	経過措置政令第13条第1号ハ	様式により確認
・業務の運営に要する費用の抑制措置の有無	経過措置政令第13条第1号ハ	様式により確認
・掛金の増加によっても責任準備金相当額を上回ることが困難であるか否か	経過措置政令第13条第2号	様式により確認
・積立水準が0.8を下回っているか否か	経過措置政令第18条第1項	決算報告書により確認
・給付に要した費用の額が掛金収入の額を上回っているか否か	経過措置政令第18条第2項第1号	決算報告書により確認
・年金たる給付の支給義務を負っている者が加入員数を上回っているか否か	経過措置政令第18条第2項第2号	決算報告書により確認
・収支状況から猶予を受ける額、期間の設定が合理的か	整備等省令	
・年を単位とした年ごとの額の設定が合理的か	整備等省令	
・収支状況から計画どおり納付できるか否か	整備等省令	
・収支状況から猶予を受ける期間の設定が合理的か	整備等省令	
・事業主ごとの負担方法が適正か	整備等省令	
・年金給付等積立金の額が責任準備金相当額に1.5を乗じて得た額を下回るか否か	平成25年改正法附則第33条第1項第1号	決算報告書により確認
・年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回るか否か	平成25年改正法附則第33条第1項第2号イ	決算報告書により確認
・年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用の額の予想額の合計額の現価として厚生労働大臣が定める額を下回るか否か	平成25年改正法附則第33条第1項第2号ロ	決算報告書により確認

別紙1参照

別紙2参照

別紙1参照

2-⑩-1 特例解散手続の流れ(特例措置承認等申請)

□ 責任準備金相当額の減額、責任準備金相当額の納付猶予の特例措置について、厚生労働大臣の認定または承認を受けるための手続

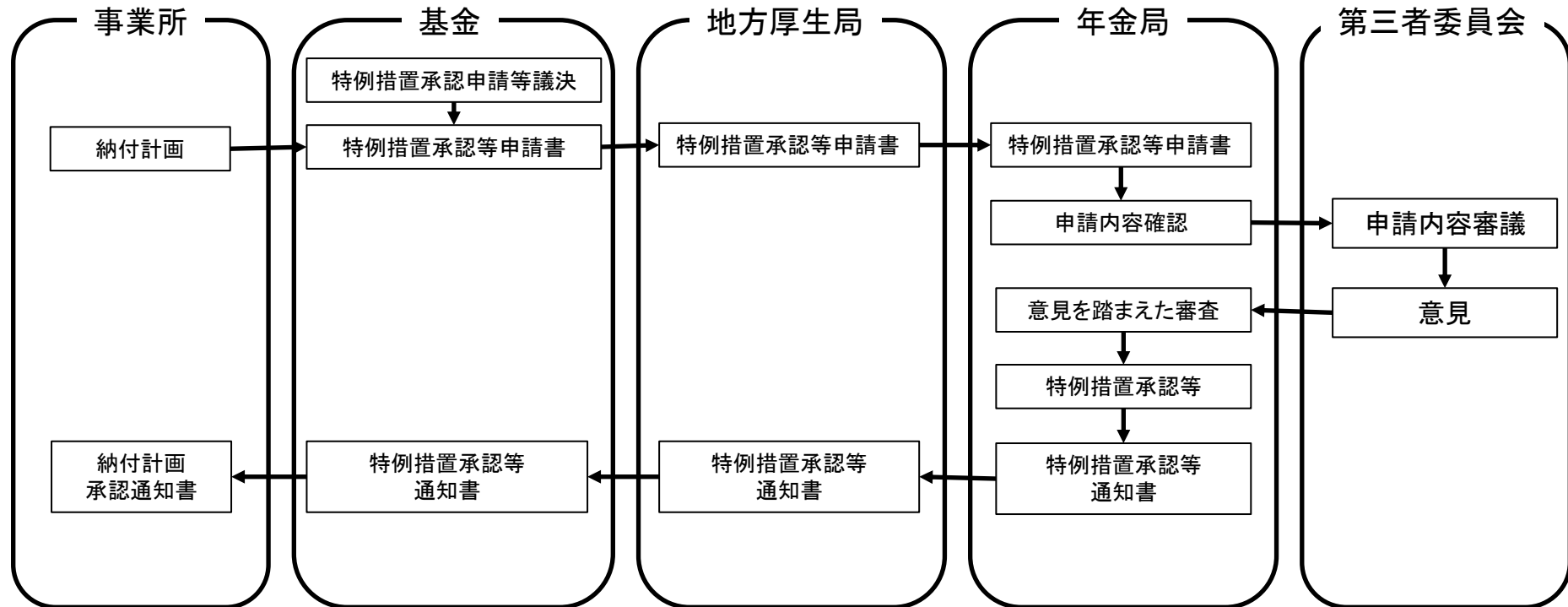
○処理期間(目安):概ね三ヶ月

○関係当事者:基金(特例措置承認等申請の議決、申請書等必要書類の作成)

地方厚生局(承認申請書の受理、添付書類等の確認、基金への承認通知等の送付)

年金局(承認申請書の受理、内容審査、承認)

第三者委員会(特例措置要件の内容審議)



2-⑩-2 特例解散手続の流れ(財産目録等承認申請・納付計画の補正)

□ 解散認可日における基金の資産を確定するとともに、1-2-⑦により責任準備金相当額の確定を行い、国が基金及び設立事業所から責任準備金相当額を徴収するための納付計画を補正するプロセス。

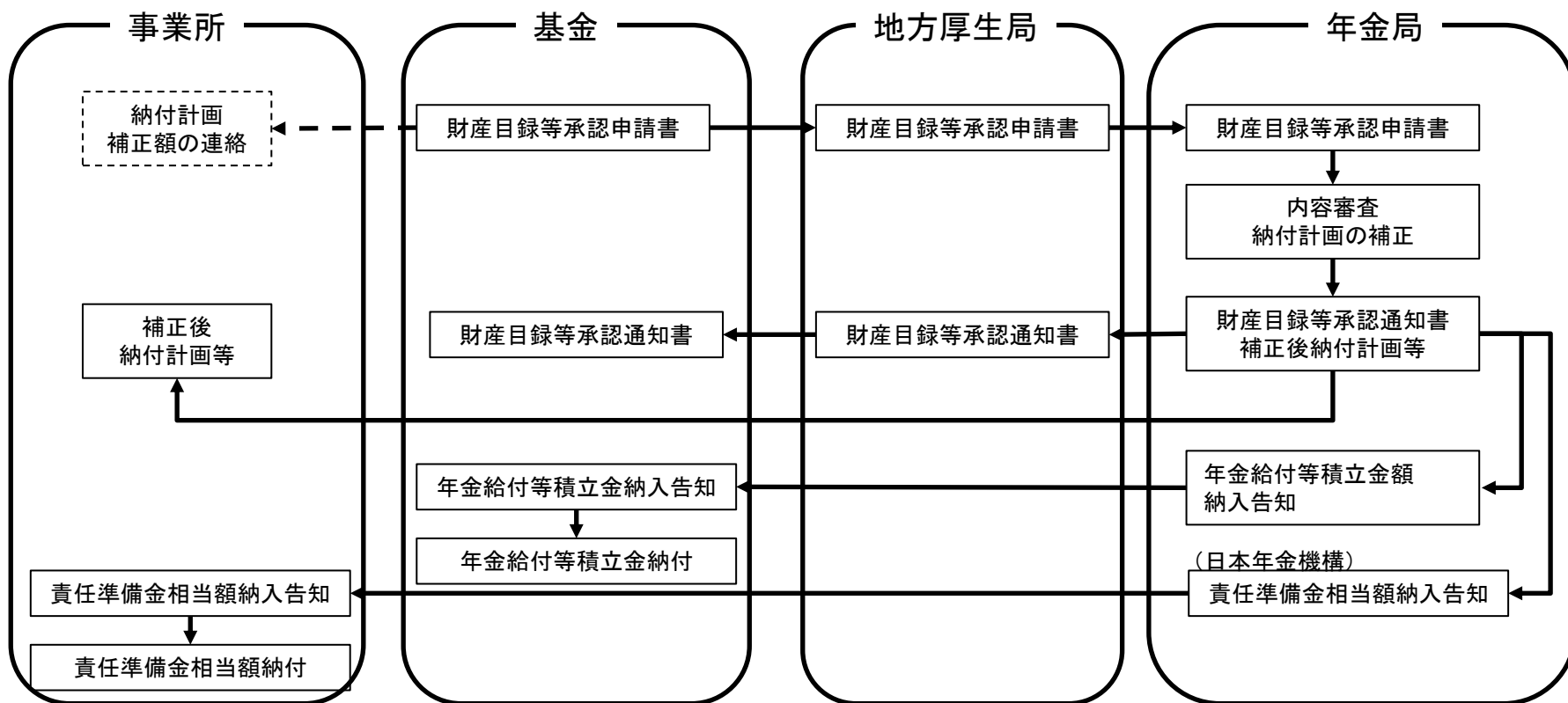
○処理期間(目安):概ね一ヶ月

○関係当事者:基金(特例措置承認等申請の議決、申請書等必要書類の作成)

地方厚生局(承認申請書の受理、添付書類等の確認、基金への承認通知等の送付)

年金局(承認申請書の受理、内容審査、承認)

第三者委員会(特例措置要件の内容審議)



2-⑪ 特例解散手続の流れ(納付計画変更承認申請)

□ 設立事業所の納付計画の変更に係る手続

○ 処理期間(目安) : 概ね二ヶ月

○ 関係当事者 : 設立事業所(納付計画変更の相談、申請書等必要書類の作成)

日本年金機構(納付計画変更承認申請書の受理、添付書類等の確認、設立事業所への承認通知等の送付)

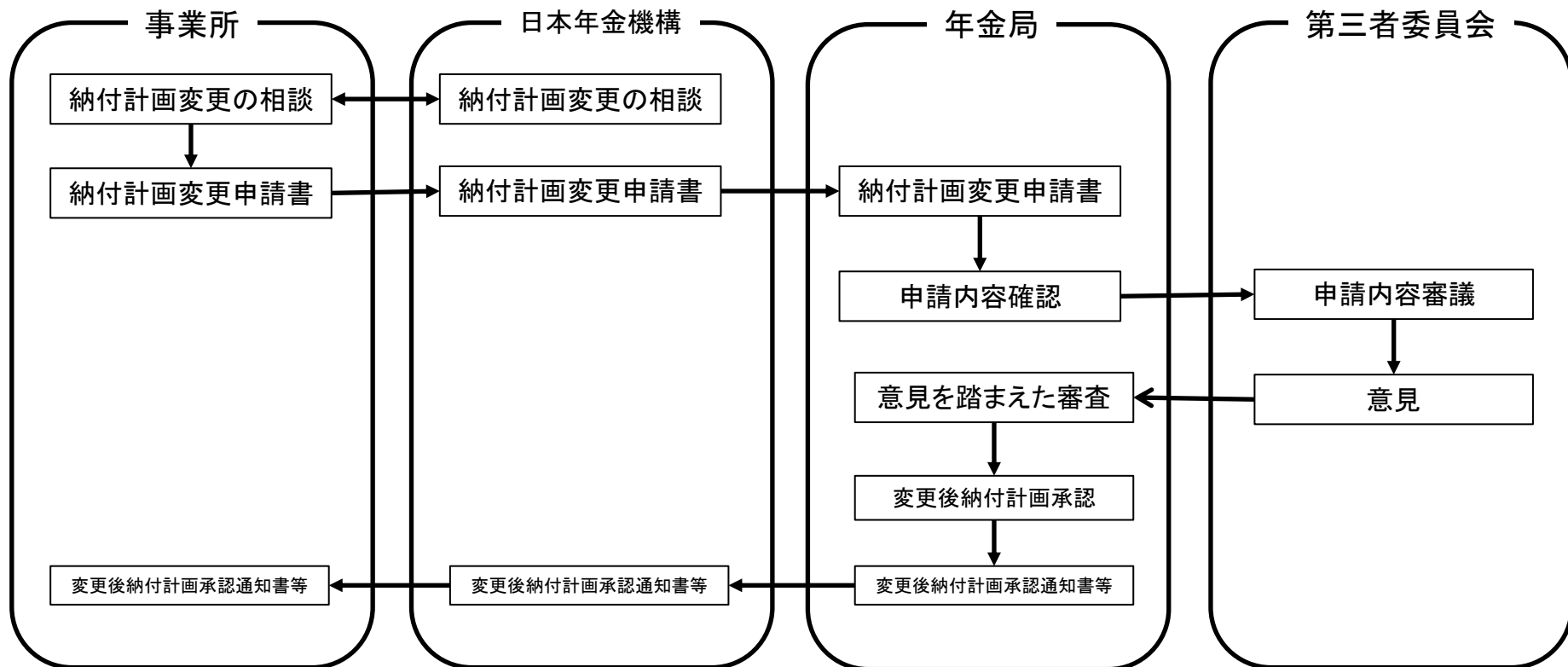
年金局(承認申請書の受理、内容審査、承認)

第三者委員会(納付計画変更要件の内容審議)

○ 事務の根拠 : 平成二十五年改正法附則第十四条

整備等省令

自主解散型基金等の解散の特例について(新規通知)



2-⑫ 特例解散手続の流れ(清算型基金の指定)

□ 清算型基金の指定に係るプロセス。清算計画の承認申請に併せて特例措置の申請ができる。

○ 関係当事者: 基金(決算等報告書の作成)

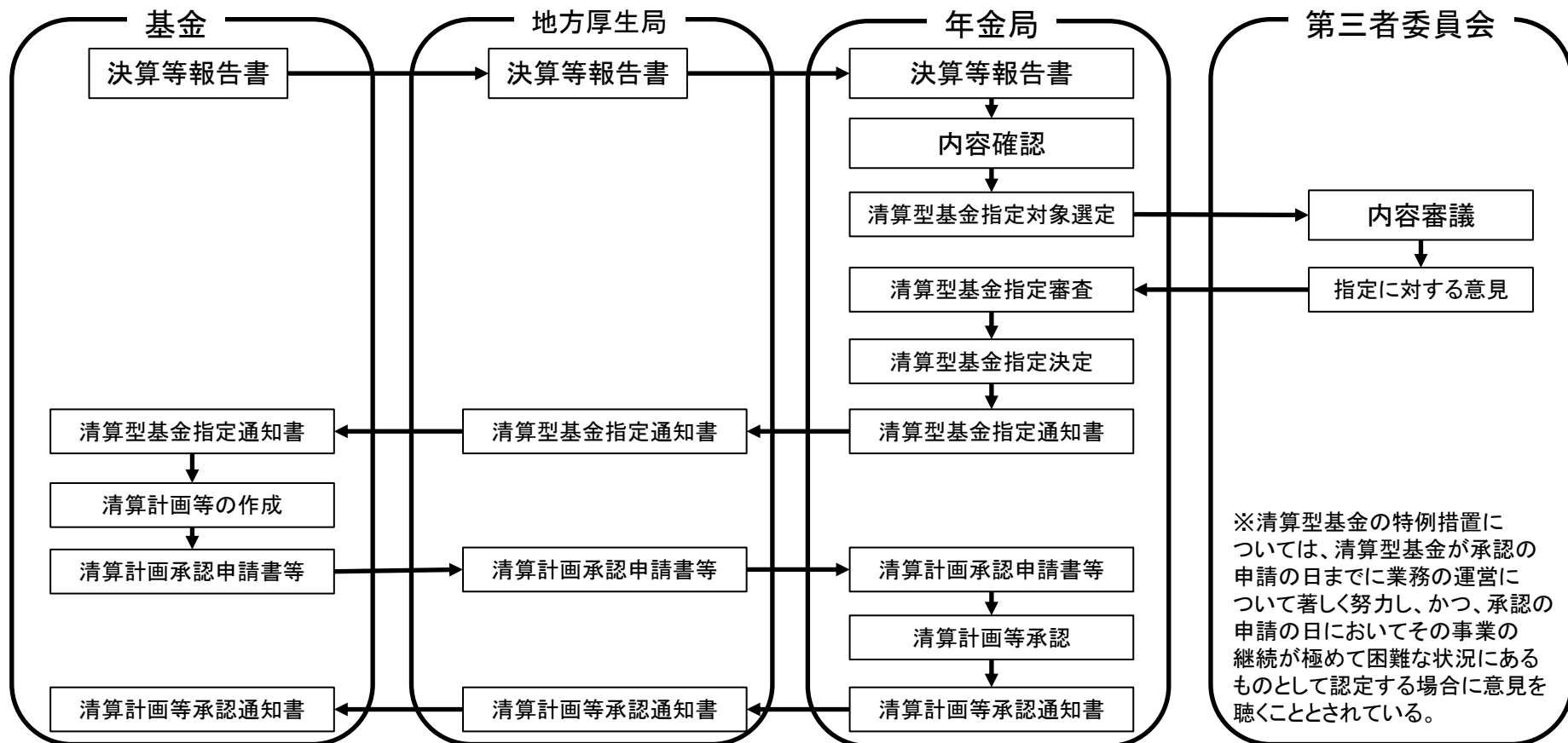
地方厚生局(決算等報告書の受理、基金への指定通知等の送付)

年金局(決算等報告書の受理、内容審査、清算型基金指定候補の選択、指定)

第三者委員会(清算型基金指定要件の内容審議)

○ 事務の根拠: 平成二十五年改正法附則第十九条

経過措置政令第十八条



2-⑬ 特例解散手続の流れ(清算未了特定基金型納付計画承認申請)

□清算未了特定基金型納付計画に係る事務手続(施行後1年間に限る)

○処理期間(目安):概ね三ヶ月

○関係当事者:基金(清算未了特定基金型納付計画の提出に係る同意、承認申請書等の経由)

地方厚生局(清算未了特定基金型納付計画承認申請書の受理、添付書類等の確認、設立事業所への承認通知等の送付)

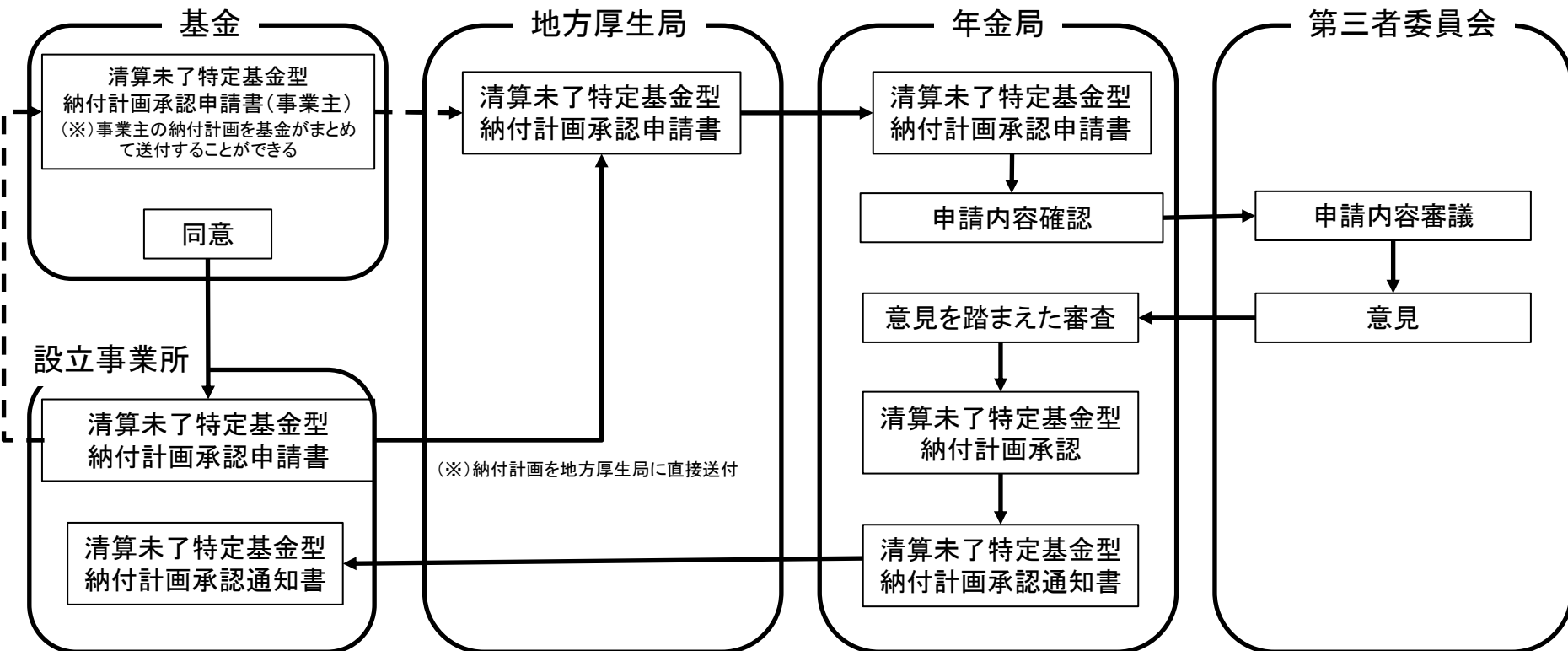
年金局(承認申請書の受理、内容審査、承認)

第三者委員会(清算未了特定基金型納付計画要件の内容審議)

○事務の根拠: 自主解散型基金等の解散の特例について(新規通知)

平成二十五年改正法附則第三十条

整備等省令



○客観的指標等により審査できる事項

審査の観点	審査内容
・数理上掛金を規約上掛金としているか否か	過去2年間の数理上の掛金と規約上の掛金を比較
・掛金の比率が平成21年度の全国平均を上回っているか否か	加入員の標準報酬月額総額と標準賞与額総額に対する掛金総額の比率を算出し、厚生労働省令の規定により計算した平成21年度全厚生年金基金の加入員の標準報酬月額総額と標準賞与額総額に対する掛金総額の比率を算出し比較
・掛金の比率が平成23年度の全国平均を上回っているか否か	加入員の標準報酬月額総額と標準賞与額総額に対する掛金総額の比率を算出し、厚生労働省令の規定により計算した平成23年度全厚生年金基金の加入員の標準報酬月額総額と標準賞与額総額に対する掛金総額の比率を算出し比較
・給付抑制の措置の有無	年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制する措置の実施状況を確認
・業務の運営に要する費用の抑制措置その他年金給付等積立金額を増加するための措置の有無	基金の運営に要する費用を抑制する措置の実施状況を確認
・掛金の増加によっても責任準備金相当額を上回ることが困難であるか否か	基金の成熟度、掛金水準及び基金の申立により確認
・積立水準が0.8を下回っているか否か	基金の積立水準を確認
・給付に要した費用の額が掛金収入の額を上回っているか否か	基金の決算報告書により確認
・年金たる給付の支給義務を負っている者が加入員数を上回っているか否か	基金の決算報告書により確認
・年金給付等積立金の額が責任準備金相当額に1.5を乗じて得た額を下回るか否か	基金の決算報告書により確認
・年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回るか否か	基金の決算報告書により確認
・年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用の額の予想額の合計額の現価として厚生労働大臣が定める額を下回るか否か	基金の決算報告書により確認

○検討が必要な事項

(論点1) 事業主納付計画の猶予額・猶予期間の合理性

- ① 猶予額については、当該納付計画に基づき事業主自らが債務承認したもの。
(→国と基金の間の債権債務関係を、国と事業主に置き換え)
このため、事業主の意向を一定程度尊重することについて合理性あり。
- ② 猶予期間については、
 - ・原則5年以内 (平成二十五年改正法附則第十二条第七項第二号)
 - ・5年で納付することができないやむを得ない理由があるときは最長10年 (平成二十五年改正法附則第十二条第七項第二号)
 - ・猶予された期間に納付することができないやむを得ない理由があるときは最長15年 (平成二十五年改正法附則第十四条第一項)
 - ・上記について平成二十五年改正法附則第十二条第八項の認定を受けた場合は最長30年 (平成二十五年改正法附則第十四条第一項)の四区分が法定されている。

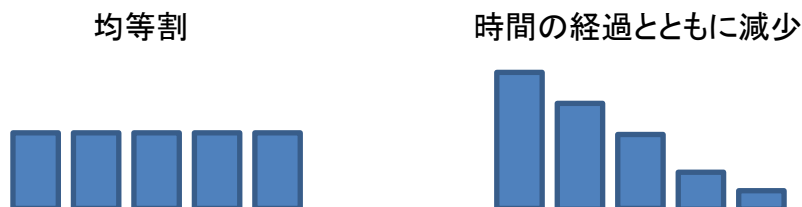
→いずれの要件に該当するかの判断は、第三者委員会の意見を聴いて厚生労働大臣が行う。

→この要件の範囲内で個々の事業主が猶予期間を記載した納付計画を提出する仕組み。
- ③ 以上のことから、第三者委員会では、①の5年、10年、15年、30年の4区分のどれに該当するかを中心に審議してはどうか。
- ④ なお、猶予額の合理性については、解散までの間の当該事業所の掛金が納付されている、若しくは滞納があつたとしても滞納解消のため、基金に約束どおり納付されていることが確認されれば合理的と判断してはどうか。

(論点2) 猶予期間における各年ごとの納付額の設定

- ① 事業主が自ら債務承認したものであることから、原則は申出ベース。
- ② 均等割や時間の経過とともに減少する計画は合理的と認められるのではないか。
- ③ ②以外の方法による各年ごとの納付額の設定については、合理的と認められる理由を求めることとしてはどうか。
※必要がある場合には、当該期間に納付できる根拠書類(入金に係る契約書等)により確認することが可能
※厚生年金本体のリスクに配慮し、特に、猶予期間が長期にわたる場合には、②の方法が基本

○合理的と考えられる事例



(論点3) 事業主ごとの負担方法

- ① 基金が解散時まで代議員会等の議決を経て規約で定めるもの。
- ② 報酬総額、加入員人数による按分方法については合理的と認められるのではないか。
- ③ ②以外の方法として給付債務額等による按分方法が考えられるが、この場合は、適正であることの理由を求めることとしてはどうか。
※厚生年金本体のリスクに配慮し、事業主の負担能力に配慮した負担方法となっていることを確認